

## ●香川県告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項並びに第18条第8項及び第11項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり公示し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 中間検査を行う区域  
県内全域（高松市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間  
平成19年4月1日から5年間
- 3 中間検査を行う建築物  
次に掲げる構造、用途及び規模に該当する1の建築物（新築に係るものに限る。）で、施行日以降に法第6条第1項の規定による確認の申請書、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類及び法第18条第2項の規定による計画通知書を提出するもの  
ただし、法第85条の適用を受ける建築物については適用しない。
  - (1) 構造  
主要構造部の全部又は一部が木造であるもの（在来軸組工法（軸組を設けて水平力に抵抗する工法をいう。）により建築されたものに限る。）
  - (2) 用途  
住宅（居住の用途に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるものに限る。）
  - (3) 規模  
延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以内であるもの
- 4 指定する特定工程  
軸組の工事及び当該軸組の部材を緊結する工事
- 5 指定する特定工程後の工程  
床、壁、天井等を設置して軸組を覆う工事（4に規定する特定工程の施工のため必要な事を除く。）